

平成三十年六月二十九日受領
答弁第三九九号

内閣衆質一九六第三九九号

平成三十年六月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出屋外禁煙の条例を定めている自治体への政府の働きかけに関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出屋外禁煙の条例を定めている自治体への政府の働きかけに関する質問に対する答弁書

条例については、各地方公共団体の判断により制定されるものであり、お尋ねについては、現在国会で審議中の健康増進法の一部を改正する法律案第三条による改正後の健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十五条において、地方公共団体は受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないとされていることも踏まえつつ、各地方公共団体において判断すべきものと考えている。